

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 6 月 14 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、コンテナターミナルにおける R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作化において、有人での荷役作業と同等の安全性および作業性を確保するため、R T G を遠隔操作用に改良し、試験的運用を行うものである。R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な R T G 遠隔操作化のための詳細設計並びに動作検証、各種安全検証を含め、R T G 遠隔操作化に関する経験があり、高度な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務

(2) 業務内容

- ① R T G を遠隔操作するために必要な機器・設備の改良（1 基）
- ② 平成 28 年度に改良した R T G 1 基を含め、計 2 基による遠隔操作の動作検証、試験的運用とデータ収集

(3) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで。

3. 業務目的

本業務は、コンテナターミナルにおいて、R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作の実現可能性の検証を行うとともに、R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下に示す高い技術力を有すること。

- ① コンテナターミナルの荷役に係るオペレーティングに関する技術的経験を有していること。
- ② コンテナターミナルにおける、RTG遠隔操作化に関する技術開発および安全検証に関する技術的経験を有していること。
- ③ 横浜港内のコンテナターミナルのRTGを使用した遠隔操作化の実運用に関する検証が実施可能なこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 FAX 045-211-0205

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年6月14日から平成29年7月3日まで(1)に同じ場所で配付する。

また、関東地方整備局港湾空港部のHP上でも配付する。

HPアドレス URL : <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/index.htm>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年7月4日12時00分 (1)に同じ。

持参、郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5.により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務説明書

1. 当該招請の主旨

本業務については、コンテナターミナルにおける R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作化において、有人での荷役作業と同等の安全性および作業性を確保するため、R T G を遠隔操作用に改良し、試験的運用を行うものである。R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、5. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な R T G 遠隔操作化のための詳細設計並びに動作検証、各種安全検証を含め、R T G 遠隔操作化に関する経験があり、高度な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、5. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務内容

- ① R T G を遠隔操作するために必要な機器・設備の改良（1 基）
- ② 平成 28 年度に改良した R T G 1 基を含め、計 2 基による遠隔操作の動作検証、試験的運用とデータ収集

(2) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで。

3. 業務目的

本業務は、コンテナターミナルにおいて、R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作の実現可能性の検証を行うとともに、R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行うものである。

4. 担当部局

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第二合同庁舎 15 階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205

5. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下に示す高い技術力を有すること。

- ① コンテナターミナルの荷役に係るオペレーティングに関する技術的経験を有していること。
- ② コンテナターミナルにおける、RTG遠隔操作化に関する技術開発および安全検証に関する技術的経験を有していること。
- ③ 横浜港内のコンテナターミナルのRTGを使用した遠隔操作化の実運用に関する検証が実施可能なこと。

6. 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は、別添-1に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 5. に示す応募要件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

7. 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間：平成29年6月14日から平成29年7月4日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9時30分から18時00分まで。ただし、平成29年7月4日は12時00分まで。

(2) 提出先：4. に同じ。

(3) 提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容についての質問の受付

① 提出期間：平成29年6月14日から平成29年6月27日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9時30分から18時00分まで

② 提出先：4. に同じ

③ 提出方法：持参、郵送等または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

(2) 説明書についての質問に対する回答

公示内容の質問に対する回答は、質問を受理した日から参加意思確認書の提出期限の2日前（土曜、日曜日及び祝日を除く。）までに行うこととし、下記にて閲覧を行う。

① 閲覧期間：平成29年6月14日から平成29年6月30日まで

② 閲覧場所：関東地方整備局 経理調達課内

9. 参加意思確認書の審査

(1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知する。この場合、別途提案書等の提出を要請する予定である。

・提案書の提出予定期限：別途通知する。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を通知する。

10. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

(1) 9. (3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

(2) (1) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

(3) 受付場所及び時間

① 受付場所

〒231-8436 横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第二合同庁舎 15 階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205

② 受付時間

9 時 30 分から 18 時 00 分まで。

11. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加意思確認書が提出先に到達しない場合、当該参加意思確認書の審査は行わない。

(3) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(7) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も 7. により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

別添－ 1

参加意思確認書

業務の名称：横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務

平成 29 年 6 月 14 日付けで手続き開始の公示のありました、標記業務に関心がありますので、関係書類を添付して参加意思確認書を提出します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行 殿

提出者)	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	会社名	〇〇〇〇〇〇 (株)
	代表者	役職名 氏名 印
作成者)	担当部署	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	